

議事日程第1号

令和5年 第2回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和5年4月28日（金）

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
（令和4年度錦江町一般会計補正予算（第12号））  
（町長提出）

日程第4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
（令和5年度錦江町一般会計補正予算（第1号））  
（同上）

日程第5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
（錦江町税条例の一部を改正する条例について）  
（同上）

日程第6 同意第 5号 監査委員の選任について（議選）  
（同上）

日程第7 選任第 1号 常任委員の選任について

日程第8 選任第 2号 議会運営委員の選任について

閉 会

## 令和5年 第2回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和5年4月28日  
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

<b>地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名</b>			
町 長	新田 敏 郎		
副 町 長	有 村 智 明		
総 務 課 長	坪内 裕二郎	会計管理者兼会計課長	鳥 越 幸 一
未来づくり課長	中 島 裕 二	住民生活課長	川 路 洋 志
政策企画課長	高 崎 満 広	観光交流課長	木 下 勝 幸
介護福祉課長	笹 貫 新 一 郎	産業建設課長	荒 木 義 文
健康保険課長	猪 鹿 倉 勝 志	教育課長	菖 蒲 洋 二
住民税務課長	落 司 毅	政策企画課 病院再整備対策監	内 木 場 博 之
建設課長	宮 園 守	総務課財政管係長	今 村 学
産業振興課長兼 農業委員会局長	池 之 上 和 隆		
職務のため出席した者			
議会事務局長	永 吉 和 幸		

## 令和5年 第2回 錦江町議会臨時会会議録

令和5年4月28日（金）午前10時00分  
錦江町議会議場

	<b>(開会・開議)</b>
○落司副議長	ただいまから、令和5年第2回錦江町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。 ここで欠席届につきまして、畑中教育長、平石総務チームリーダーから本会議欠席の届出がありました。報告いたします。
	<b>(日程報告)</b>
○落司副議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	<b>日程第1 会議録署名議員の指名</b>
○落司副議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番久本君、3番厚ケ瀬君を指名いたします。
	<b>日程第2 会期決定の件</b>
○落司副議長	日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間に決定しました。
	<b>日程第3 承認第1号</b>
○落司副議長	日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。 承認第1号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。令和4年度錦江町一般会計補正予算第12号につきましては、補正総額は3億6,303万9千円の増額で、累計は74億286万円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、肝属郡医師会立病院再整備基金の元金積立を3億4,757万6千円、ふるさと納税基金の元金積立を2,466万1千円、並びに森林環境譲与税基金の元金積立を350万9千円、それぞれ増額するとともに、ふるさと納税事業の手数料を1,369万9千円減額したものであります。 また、歳入につきましては、地方交付税の特別交付税を1億6,034万円、

	並びに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を462万1千円、それぞれ増額するとともに、ふるさと納税基金繰入金を739万1千円、並びに合併振興基金繰入金を727万9千円、それぞれ減額したものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○落司副議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入2款地方譲与税から21款町債までと、歳出2款総務費から10款教育費まで及び第2表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1番 久保議員	はい。
○落司副議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	歳入17款寄附金でございます。一般寄附金で企業版ふるさと納税が400万ございますが、充当先事業が3つほどございますが、この事業を選定といいますか、決められた理由、項目並びに金額に関してお伺いしたいと思います。 あわせて、歳出2款総務費、肝属郡医師会立病院再整備基金でございます。元金積立でございますが、余剰金の積立というところでございますが、この余剰金の原資といいますか、どのような構成、この財源等を含めてご説明いただければと思います。
○新田町長	議長。
○落司副議長	はい、新田町長。
○新田町長	まず、企業版ふるさと納税の400万の充当の考え方ですけれども、これについては、事業者さんからの申出もあり、農業の振興、そして今、国が食料安全保障という農水の方角性を定めている中で、活用いただきたいというようなご意向がございましたので、土づくりセンターの運営等に充当したところでございます。2番目の質問につきましては、財政係長に答弁させます。
○今村 財政係長	はい。
○落司副議長	今村財政係長。
○今村 財政係長	久保議員の質問にお答えします。今回の補正額3億4,757万6千円の増につきましては、主な財源としましては、譲与税の増や特別交付税の歳入増によりまして生じた余剰金と合わせまして、財政調整基金からの繰入金で病院再整備基金積立金の元金積立総額を7億円といたしました。 これによりまして、病院再整備基金の積立額の見込みとしましては、13億3,135万9千円となる見込みでございます。以上です。
○落司副議長	1番、久保君。

○1 番 久保議員	はい。ふるさと納税に関して承知いたしました。関連しまして今後、この企業版ふるさと納税が1つ大きな、このふるさと納税の新たな取組となってくるかと思いますが、今後継続してこういった企業版ふるさと納税の見通しといたしますか、継続してまた選ぶのかどうかということと、あと今、肝属郡医師会立整備の積立金というところで、積立てられてるということですが、今13億積み上がったというところですが、また、継続的に金額を積み上げ、15億というふうにお伺いしておりますが、そういった予定どおり、積立が実施できそうなのかあわせてお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○落司副議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず1番目の企業版ふるさと納税については、国のほうもやはり、それぞれの自治体の特色、政策的な特色を生かしながら、企業版ふるさと納税をどんどん、獲得していくというような方向性も出されているところでございます。 一方また、これにつきましては金額でなく、人の派遣というのも企業側はメリットがあられるということでございますので、私どもとしましては、これまでの政策をさらに磨き上げた上で企業の皆様方にPRをしながら、この企業版ふるさと納税の拡充に努めてまいりたいと思っております。 それから、病院の再整備基金でございますけれども、久保議員ご指摘のとおり、当初私ども15億積み立てるということを申し上げておりますので、今年度、令和5年度の余剰金等も加味しながらしますと、予定していた時期よりも早めに15億の積立はできるのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。
○落司副議長	ほかに質疑ありませんか。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○落司副議長	5番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	森林環境譲与税についてですね、ちょっと伺いたいと思います。これ約3年ぐらい前から、国から森林の面積に対して、いただいているお金だと認識してるんですが。昨今ですね、やはり森林伐採が続いておりまして、なかなか造林もできてないような状況であります。昨年、町長が10地区を回られたときに去年の話ですけど、来年6月ぐらいには何とか、伐採の条例とか、そういう譲与税を使った造林への補助とか言われたわけですけども、6月ぐらいにですね、出せるような方向性が出るのか、その辺を伺いたいと思います。
○新田町長	議長。

○落司副議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。まず、再造林のお話ですけれども、やはり、10 地区回ったときにですね、地域によって異なりはしますけれども、今の惨状というかですね、なかなか再造林を天然更新という形で持ってこられるというようなこともあられるという話も聞いてですね。やはり、私どもが推測していましたように、水資源の確保であるとか、森林の多面的機能だとか、そういったものが壊されていくのではないかという懸念の声もいただきました。</p> <p>私ども有識者会議を設置しまして、これまで4回だったと思いますが、会議を進めてきて、内容、それから私どもが目指そうとしているこの森林保全の再整備に係る思いをお伝えして、法的な観点、それから森林行政の観点からご指導をいただきました。</p> <p>現在、条例についてはある程度3月に最終案をですね、ご承認いただきましたので現在、6月議会提案に向けてですね、整備を進めている途中でございます。あわせてですね現在、パブリックコメントをですね条例案について、求めていますので、そこで住民の皆様方から、特別、意見等がなければですね、有識者会議でご承認いただいた内容で、議会に提案をしたいというふうな予定でございます。</p> <p>それから、再造林の今度は実質的な支援の関係ですけれども、これは令和5年度からですね、再造林の上乗せ分の支援を予算化しているところでございます。詳細については、産業振興課長に答弁させます。</p>
○池之上産業振興課長	はい。
○落司副議長	池之上産業振興課長。
○池之上産業振興課長	<p>再造林に係る支援ですが、従来国庫補助が出まして地拵え、造林、下刈りというふうに行ってきたわけなんです、補助が出るとはいえ、若干の地主さん方の負担が生じていたということで、今回、国庫補助に率を上乗せしまして、下刈りまで入れましてほぼ地主さんの負担がないような形で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>なお、予算等については既に当初予算のほうで計上させていただいておりますので、森林保護の制度とともに、こちらを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。</p>
○落司副議長	ほかに質疑ありませんか。
○10 番 水口議員	はい。
○落司副議長	10 番、水口君。

<p>○10 番 水口議員</p>	<p>最近、コロナがだいぶ収まってまいりました。そういった中でですね、錦江町もだいぶ収まってきたという判断でございますが、ここにPCR検査の委託料が減額ということでございますけれども、こういう今ですね、全国的に亡くなった人の対策を今、国に要望しているようでもございます。それがなぜかと言ったら、病院がものすごく混んで助けられなかったというような話でですね、署名運動もされているようですが、錦江町で今後、そういうのが通ってきて国からあった場合にですね国がしてくれると思うんですが、今この削減のPCR検査というのは、我々もタダだろうと思っておりましてけれども、やはり実費的には初診料と薬代を個人負担と。それで検査料は、町国なりが補助してたわけでしょ。もう今からはもうそれが全くなくなるわけでしょうか。そこをちょっとお伺いいたします。</p>
<p>○新田町長</p>	<p>議長。</p>
<p>○落司副議長</p>	<p>新田町長。</p>
<p>○新田町長</p>	<p>今回のPCR検査事業委託の減額の200万等についてと今後の方向性等について、健康保険課長から答弁させます。</p>
<p>○猪鹿倉健康保険課長</p>	<p>はい。</p>
<p>○落司副議長</p>	<p>猪鹿倉健康保険課長。</p>
<p>○猪鹿倉健康保険課長</p>	<p>それでは、水口議員のご質問にお答えさせていただきます。今回、減額いたしましたPCR検査事業につきましては、町内でクラスター、大規模な発生をした場合に発動するという趣旨で事業計画をしておりました。</p> <p>その中で、県の無料のPCR検査会場が無くなった場合と、規模縮小した場合にこの事業を活用するということで、町内でのPCR検査事業につきましては、県の事業を活用いたしまして、南大隅町と一緒に錦江町の文化センターで2回ほど実施いたしました。</p> <p>しかし、受診者が少なかった、また肝属地域、鹿屋市になりますけれどもそこに県の無料検査会場が新たに設立されたということで、このPCR検査事業については、事業費を減額したところでございます。</p> <p>また、今後の医療費等についてお問い合わせがありましたけれども、現在、コロナで病院を受診した場合に負担していただくのは、初診料と再診療料になっております。治療薬を処方された場合には、公的支援がございましたので無料となっております。</p> <p>5月の8日以降、5類に移行するということが、昨日、正式に国のほうから発表がございましたので、今後はですね、初診料と再診療料に合わせて、PCRの検査料、これらが一部負担が出てくると。</p> <p>ただ保険適用がされますので、本人負担はそれぞれ加入している保険の2</p>

	<p>割、3割の負担をしていただくということになります。</p> <p>ただ、治療薬を処方された場合はですね、現在のところは当分の間、治療薬については国が負担をするということになっておりますので、陽性判明がされた場合の治療薬については、当分の間、本人負担なしで対応することになっておりますので、今後かかってくるのはPCRの検査をした場合に保険適用の個人負担の部分が新たに追加されてくるということで現在お聞きしているところでございます。以上です。</p>
○10番 水口議員	はい。
○落司副議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	よく分かりました。コロナ自体で亡くなったのと、持病を持って、例えば糖尿病とかそういった病気が持っとなって亡くなった、今、錦江町等ではもうコロナ自体で亡くなられた方というのは、届出はどうですか。ないですか。
○新田町長	はい。
○落司副議長	新田町長。
○新田町長	<p>コロナ感染者によるですね、事故報告、そういったものは、もしあればですね、担当課に届いているというふうに思っておりますが、私の認識では、直接的な因果関係というものが、国のほうでもなかなかそれを立証していくのが難しいというようなお話も聞いておりますので、現段階ではそういった事案というのは、直接的にコロナが原因になったというのは聞いておりませんが、疑いのあるものというものが、もしかして挙げられているかもしれませんので、それは健康保険課長に答弁させます。</p>
○猪鹿倉健康保健課長	はい。
○落司副議長	猪鹿倉健康保険課長。
○猪鹿倉健康保健課長	<p>ただいまのご質問にお答えさせていただきます。関連で死亡された場合ですね、家族の同意がなければ県のほうでも発表しておりません。これは年代もほぼ発表がございませんので、ただ、コロナ関連で本日、県内で何名お亡くなりになりましたという発表だけです。家族の同意があれば年代、性別まで公表しておりましたけれども、その体制はですね全数把握から定数把握に変わった場合も変わっておりません。ですので、今町長のほうからありましたとおり、県のほうからも国のほうからも、コロナ関連で錦江町の住民の方が何人亡くなったという報告は全く届きません。</p> <p>また、医療機関から町のほうにそういった報告があることもございませんので、現在のところ錦江町において、コロナ関連の亡くなった方が何人いらっしゃるかという情報については、現在知り得ていないところでござい</p>



	す。以上です。
○10番 水口議員	はい。
○落司副議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	はい、3回目。この前ですね、そういつて亡くなった兄弟、身内、息子、いろんなのに対しまして、訴訟を起こしていらっしゃる方がいらっしゃいます。亡くなったのが、コロナだから。それに対応するような何か、支援はないのかというような感じですね。今、聞いてみて錦江町はそういうのはなかった。家族の同意が必要だということを聞きました。まずなかったということで、いろんな方が持病を持っていらっしゃる、若い方がですね、コロナで亡くなった方々が、そういう家族が今、署名運動しているというようなのを聞きましたんで、そこらはこの錦江町の予算には関係はないですけど、そこらを聞いたかたもんですから、そういうふうはまだですね、これがゼロになったら、コロナの心配はしないんですが、全国的にもまた千単位の感じだと思いますんで、要注意するというのは、まだ必要ではないか。風邪と大体似たような感じですね、受け取っておられますので、ひとつ、錦江町でもこの感染というのはいらないような形で、努力をしてほしいというふうに思っております。終わります。回答は要りません。
○落司副議長	ほかに質疑ありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○落司副議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	はい、6番。企業版ふるさと納税の件で、先ほど同僚議員も質問しましたけれども、その中で町長の答弁で、寄附金だけじゃないんだと。企業版ふるさと納税は。相手の企業さんのほうから社員等の派遣もそれに入るんだという答弁がございました。そういう中で、寄附をしてくださる企業、特に大口であったならば、若い職員の資質向上のためにもその企業に勉強に3か月でも6か月でも、やったらというふうにも思うんですけども、国の方針とか趣旨とかから、それは除かれるのか。含まれないのかそこら辺も含めて、双方向で寄附をもらった、職員も派遣してもらった、そういうそこだけの双方向じゃなくて、様々な企業に目的を持った研修、資質向上というものも必要じゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうなんですかね。国の趣旨も踏まえて伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。
○新田町長	はい。
○落司副議長	新田町長。
○新田町長	はい。染川議員のご質問にお答えいたします。まず、染川議員おっしゃる

	<p>とおり、双方向の交流ができれば、職員のスキルアップも含めてですね、非常にいいことであろうかなというふうに思っています。ただ、今回企業版ふるさと納税の性質上、法人住民税の控除に対象になりますので、所得税も含めてですね、ですので、企業側は私どもの自治体と協定を結んで、人を派遣して、その人件費分を控除していくというようなことが、現段階では趣旨でございまして、職員研修とかになりますとですね、それを相殺とかいう話ではないのかなというふうに思いますが、ただ、おっしゃるように限られた人材の中で、どういうふうに行政を回していくかというのは大きな課題ではございまして、企業版ふるさと納税と合わせつつですね、いろんな機会をとらえていきたいなというふうには思っておるところです。以上です。</p>
○落司副議長	ほかにありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	討論なしと認めます。これから承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第12号)を採決します。お諮りします。承認第1号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和4年度錦江町一般会計補正予算第(12号)は承認することに決定しました。
	<b>日程第4 承認第2号</b>
○落司副議長	日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>承認第2号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。</p> <p>令和5年度錦江町一般会計補正予算(第1号)につきましては、補正総額は2,179万2千円の増額で、累計は66億5,719万2千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は新型コロナウイルス予防接種業務委託料を942万5千円、並びに予防接種予約システム運用業務委託料を550万円、それぞれ増額したものでございます。また、歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金を1,269万1千円、並びに同事業負担金を942万5千円それぞれ増額するとともに、財政調整基金繰入金を32万4千円減額したものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い</p>

	申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○落司副議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金及び18款繰入金と歳出4款衛生費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	討論なしと認めます。これから承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。承認第2号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第1号)は承認することに決定しました。
	<b>日程第5 承認第3号</b>
○落司副議長	日程第5、承認第3号専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第3号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 錦江町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年3月31日の地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、森林環境税の導入に伴う改正、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の軽減措置、並びに軽自動車税の環境性能割等について改正が行われたことから、必要な改正とあわせ、条項ずれ及び文言等の修正を行ったものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○落司副議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい。
○落司副議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	質問いたします。森林環境税が導入をされるということで私どもも聞いておりますが、先般の新聞等によると、成人1人当たり千円を住民税の上乗せ

	として、森林環境税を徴収するという事になっております。具体的にはどういう課税をされていかれるのか示してください。
○新田町長	議長。
○落司副議長	新田町長。
○新田町長	住民税務課長に答弁させます。
○落司住民 税務課長	はい。
○落司副議長	落司住民税務課長。
○落司住民 税務課長	はい。お答えいたします。今、川越議員が言われたとおりのことなんです が具体的には、個人住民税の均等割と合わせて千円をいただくということに なっております。ちなみに町が国税として、徴収する税でございます、そ のあとは全額が国から市町村へまた譲与されるという形になっております。 以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○落司副議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	この税金は、先般ちょっと話題出ました、森林環境譲与税の原資になると いうふうに考えてよろしいですか。
○新田町長	議長。
○落司副議長	新田町長。
○新田町長	住民税務課長に答弁させます。
○落司住民 税務課長	はい。
○落司副議長	落司住民税務課長。
○落司住民 税務課長	そもそもがですね、特別復興増税に変わって徴収するように令和6年度か らというふうになっております。具体的には、また今後細かいところは総務 省なり県のほうから連絡が来るかと思えます。
○8 番 川越議員	はい。3 問目。
○落司副議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	そういうことであれば先ほど同僚議員がちょっと指摘しました森林環境 譲与税の使用についても、全国的に基金として積まれるのが 50%以上とい うような情報も聞いておりますので、本町についても、森林環境については、 できるだけその基金に積むよりも事業として活用していかれるような方向 性が理想と考えますが、町長いかがですか。

○落司副議長	新田町長。
○新田町長	はい。報道等でもありましたように、森林環境譲与税がうまく活用されていないという、で、基金に積まれているというのはもう皆様ご周知のことかと思えます。ご指摘のとおり私ども、先ほど浪瀬議員のご質問の中にもありましたように、森林環境譲与税がなぜこれが創設されたのかという法律の趣旨も加味しながら、再造林が進むように、また多面的機能を維持できるように、令和5年度の予算措置から、ここに加えて、私どもが譲与税の活用をしているところがございますので、今後も、森林環境譲与税の制度は今、国のほうでは、面積割があつたりとか、都市部に手厚く出てるんじゃないかとかいう議論もなされておりますが、まずは私どもいただいた譲与税を活用しながら、錦江町内のですね森林環境を守っていくような事業の施策に投入してまいりたいというふうに思っているところです。
○落司副議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	討論なしと認めます。これから、承認第3号専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。承認第3号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例は、承認することに決定しました。
	<b>日程第6 同意第5号</b>
○落司副議長	日程第6、同意第5号監査委員の選任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって3番、厚ヶ瀬君の退場を求めます。
	(3番 厚ヶ瀬議員 退場)
○落司副議長	本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第5号、監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現委員の浪瀬亮祐氏から、辞職願が提出されましたことから、新たに厚ヶ瀬博文氏を選任したいので、議会の同意を求めらるものでございます。同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)

○落司副議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	討論なしと認めます。これから、同意第5号監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第5号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	異議なしと認めます。したがって、同意第5号監査委員の選任については同意することに決定しました。ここでしばらく休憩します。執行部の皆さんは、以上で退席されて結構です。
	(執行部 退場)
	<b>休憩 10:35</b>
	<b>再開 10:46</b>
	<b>日程第7 選任第1号</b>
○落司副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。日程第7、選任第1号常任委員の選任を行います。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○落司副議長	異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。 総務厚生常任委員は副議長室に、文教産業常任委員は委員会室に参集願います。委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いますので、委員会条例第10条第2項の規定により、総務厚生常任委員会は、年長委員の6番、染川委員、文教産業常任委員会は年長委員の8番、川越委員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めてください。ここでしばらく休憩します。
	<b>休憩 10:48</b>
	<b>再開 11:30</b>
○落司副議長	それでは休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、各常任委員会の正副委員長が決まりましたのでご報告申し上げます。 総務厚生常任委員長に9番、小吉君。副委員長に6番、染川君。文教産業常任委員長に10番、水口君。副委員長に11番、中野君に決まりましたので、ご了承願います。
	<b>日程第8 選任第2号</b>

○落司副議長	<p>日程第8、選任第2号議会運営委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">(「なし」と言う者あり)</p>
○落司副議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。</p> <p>議会運営委員は、委員会室に参集願います。委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員の水口委員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めてください。ここでしばらく休憩します。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>休憩 11:31</b> <b>再開 11:57</b></p>
○落司副議長	<p>それでは休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、ご報告申し上げます。委員長に11番、中野君。副委員長に9番、小吉君に決まりましたので、ご了承願います。</p> <p>これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年第2回錦江町議会臨時議会を閉会します。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>散会 11:58</b></p>